

<別紙 4 : 後作物残留試験成績>

前作			作物名 (分析部位)	PHI (日)	残留値(mg/kg)	
作物名 報告年度	使用量	回数 (回)			カルプロパミド	
					最高値	平均値
水稲 (1993年)	3.2 ^G g ai/箱 + 200 ^{DL} g ai/ha×2	3	小麦(種子)	271	<0.005	<0.005
			だいこん(根部)	305	<0.005	<0.005
			だいこん(葉部)	305	<0.005	<0.005
			レタス	238	<0.005	<0.005
			トマト	314	<0.005	<0.005
			きゅうり	285	<0.005	<0.005
			ほうれんそう	173	<0.005	<0.005

注)・散布には G:粒剤 DL:粉剤 DL を使用した。

・全てのデータが定量限界未満の場合は定量限界値の平均に<を付して記載した。

<参照>

- 1 食品安全委員会に対し意見を求められた案件 / 清涼飲料水 : (URL : <http://www.fsc.go.jp/hyouka/hy/hy-uke-bunsho-20.pdf>)
- 2 7月1日付けで厚生労働大臣から食品安全委員会委員長へ食品健康影響評価を依頼した事項 : 第3回食品安全委員会資料 (URL : <http://www.fsc.go.jp/iinkai/i-dai3/dai3kai-kouseisyousiryoku.pdf>)
- 3 7月1日に厚生労働省より意見の聴取要請のあった、清涼飲料水の規格基準の改正について : 第1回食品安全委員会農薬専門調査会資料6 (URL : <http://www.fsc.go.jp/senmon/nouyaku/n-dai1/nou1-siryoku6.pdf>)
- 4 第1回食品安全委員会農薬専門調査会 (URL : <http://www.fsc.go.jp/senmon/nouyaku/n-dai1/index.html>)
- 5 第6回食品安全委員会農薬専門調査会 (URL : <http://www.fsc.go.jp/senmon/nouyaku/n-dai6/index.html>)
- 6 第22回食品安全委員会農薬専門調査会 (URL : <http://www.fsc.go.jp/senmon/nouyaku/n-dai22/index.html>)
- 7 食品、添加物等の規格基準 (昭和34年厚生省告示第370号) の一部を改正する件 (平成17年11月29日付、平成17年厚生労働省告示第499号)
- 8 農薬抄録カルプロパミド (殺菌剤) (平成19年2月28日改訂) : バイエルクロップサイエンス株式会社
- 9 食品健康影響評価について : 第191回食品安全委員会資料 1-1 (URL: <http://www.fsc.go.jp/iinkai/i-dai191/dai191kai-siryoku1-1.pdf>)
- 10 暫定基準を設定した農薬等に係る食品安全基本法第24条第2項の規定に基づく食品健康影響評価について : 第191回食品安全委員会資料 1-4 (URL: <http://www.fsc.go.jp/iinkai/i-dai191/dai191kai-siryoku1-4.pdf>)
- 11 第6回食品安全委員会農薬専門調査会確認評価第三部会 (URL: http://www.fsc.go.jp/senmon/nouyaku/kakunin3_dai6/index.html)
- 12 食品健康影響評価について : 第204回食品安全委員会資料 1-1 (URL: <http://www.fsc.go.jp/iinkai/i-dai204/dai204kai-siryoku1-1.pdf>)
- 13 カルプロパミドの魚介類における最大推定残留値に係る資料
- 14 「カルプロパミド」及び「ピラスルホトール」の食品安全基本法第24条第1項に基づく食品健康影響評価について : 第204回食品安全委員会資料 1-2 (URL: <http://www.fsc.go.jp/iinkai/i-dai204/dai204kai-siryoku1-2.pdf>)
- 15 第29回食品安全委員会農薬専門調査会幹事会 (URL: http://www.fsc.go.jp/senmon/nouyaku/kanjikai_dai29/index.html)